

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人林原吉春、同篠原一男の上告理由について。

原審は、その挙示する各証拠によつて、論旨引用の如き各売買の事実を認定したのであつて、右各証拠によれば原判示事実を肯認し得ないことはない。

所論は、すべて、原審が適法にした証拠の取捨判断（所論のような採証上の法則は存しない）、事実の認定を非難するに歸し、原判決には所論のような違法はない。よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	島	保		
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	高	橋		潔
裁判官	石	坂	修	一